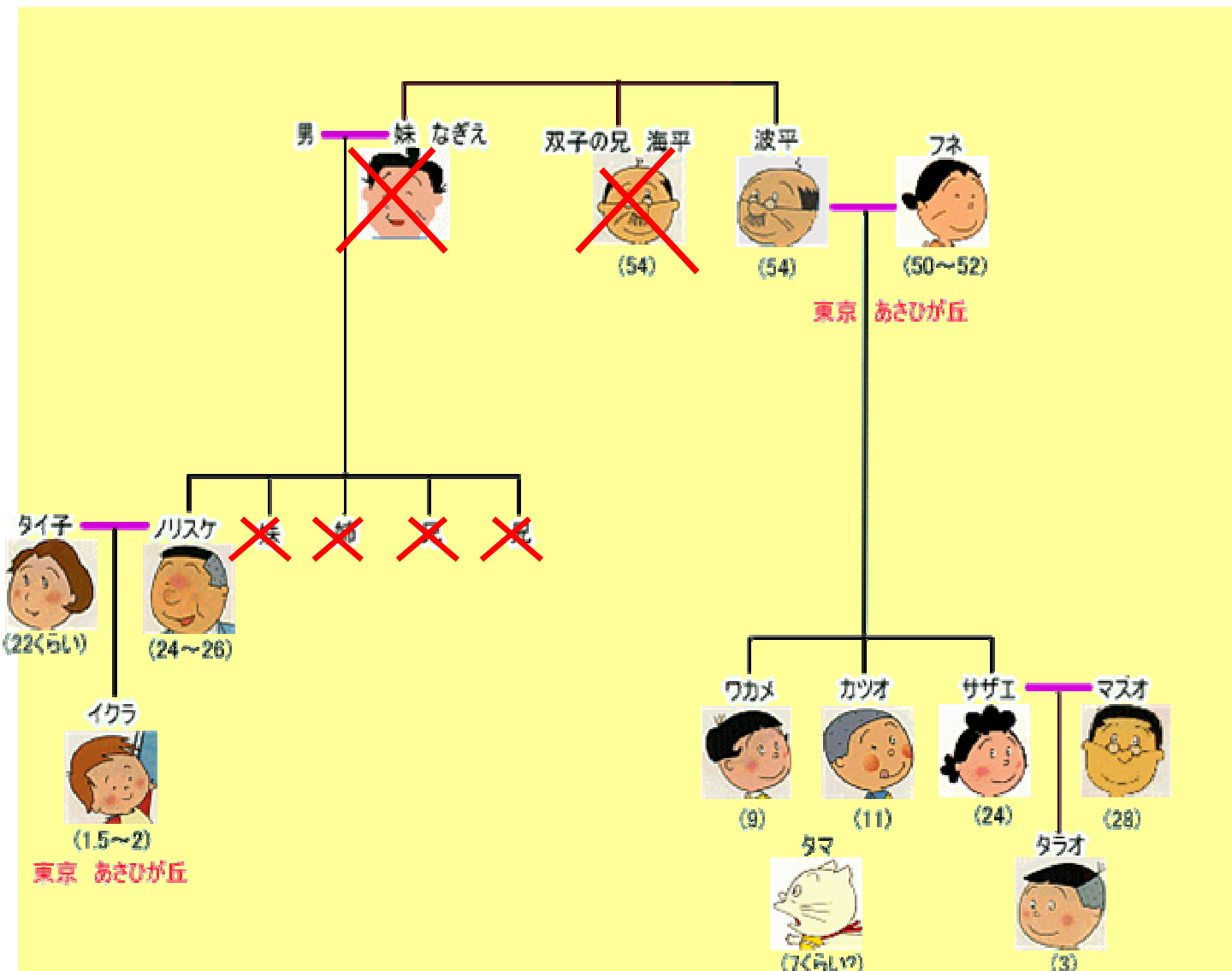


「サザエさんちの愉快的相続と贈与」

(有)池田経営サービス
林田 敬二

サザエさん一家の家計図



第1部 サザエさんちの法定相続人・法定相続分

(1) 法定相続人・法定相続分

波平が死にました。波平の財産は誰がもらえる？

パターン1：子供がいる場合 配偶者2分の1、子供2分の1

<答え> フネ2分の1、サザエ・カツオ・ワカメ各6分の1、

サザエが死にました。サザエの財産は誰がもらえる？(タラちゃんは既に死亡)

パターン2：子供がおらず親がいる場合 配偶者3分の2，親3分の1

<答え> マスオ3分の2、波平・フネ各6分の1

サザエが死にました。サザエの財産は誰がもらえる？(波平、フネ、タラちゃん既に死亡)

パターン3：親、子供がおらず兄弟がいる場合 配偶者4分の3，兄弟4分の1

<答え> マスオ4分の3、カツオ・ワカメ各8分の1

配偶者がいない場合は次の通りになります

パターン1の場合 子供が全部取得

パターン2の場合 親が全部取得

パターン3の場合 兄弟が全部取得

配偶者のみいる場合は、すべて配偶者が取得することとなります。

(2) 代襲相続その1～基本形

波平が死にました。サザエは既に死亡しています。波平の財産は誰がもらえる？

パターン1(子あり)に該当するので、配偶者2分の1、子供2分の1

サザエがもらうはずだった財産はどうなるか？

法定相続人が既に死亡している場合、その直系卑属が代襲して取得する

マスオさんは財産をもらえない

<答え> フネ2分の1、カツオ・ワカメ・タラちゃん各6分の1

タラちゃんが死にました。サザエは既に死亡しています。タラちゃんの財産は誰がもらえる？

パターン2(子なし親あり)に該当する

タラちゃんには配偶者がいないので、全部親が取得することになる

サザエがもらうはずだった財産はどうなるか？ 波平、フネがもらえるのか？

直系尊属には代襲しない。よって全部マスオが取得することになる

< 答え > マスオ全部

(3) 代襲相続その 2 ~ 同時死亡の場合

波平とサザエとタラちゃんの乗った飛行機が墜落しました。

3 人とも同時に死んだ場合、波平の財産は誰がもらえる？

パターン 1 (子あり) に該当するので、配偶者 2 分の 1、子供 2 分の 1

サザエがもらうはずだった財産はどうなるか？

同時死亡の場合互いに相続は発生しないため、サザエがもらうはずだった財産は 0 である

マスオは財産をもらえない

< 答え > フネ 2 分の 1、カツオ・ワカメ各 4 分の 1

波平とタラちゃんは即死し、サザエは病院搬入後死んだ場合、波平の財産は誰がもらえるか？

パターン 1 (子あり) に該当するので、配偶者 2 分の 1、子供 2 分の 1

サザエが財産をもらった後、死んだことになる

サザエ分の財産についてはパターン 2 (子なし親あり) に該当する

マスオは間接的に波平の財産をもらえる

< 答え >

・波平の死亡 ~ フネ 2 分の 1、サザエ・カツオ・ワカメ各 6 分の 1

・サザエの死亡 ~ マスオ 3 分の 2、フネ 3 分の 1

サザエにはなんとか後で死んで欲しい人：マスオ、フネ

” 一緒に死んで欲しいと願う人：カツオ、ワカメ

(3) 代襲相続その 3 ~ 兄弟の代襲相続

別紙サザエさん家系図に載っている人全員が乗った飛行機が墜落しました。

ノリスケの家族以外全員即死した場合、波平の財産は誰がもらえるか？

パターン 3 (子、親なし兄弟あり) に該当する

兄弟が取得すべきであった財産は、その子供が代襲して取得

< 答え > ノリスケ全部

サザエさん一家 + ノリスケが即死した場合、波平の財産は誰がもらえるか？

パターン 3 (子、親なし兄弟あり) の場合、再代襲しない

イクラちゃんは財産を取得できない

< 答え > 法定相続人なし 特別縁故者へ

(4) 胎児の相続権

マスオさんが死亡しましたが、その際にサザエさんのお腹には赤ちゃんが宿っていました。

マスオさんの財産は誰がもらえるか？

胎児にも相続権がある(死産の場合を除く)

<答え> サザエ 2分の1、タラちゃん・胎児各 4分の1

(5) 相続の欠格・廃除・その場合の代襲

カツオが波平を殺害しました。波平の財産は誰がもらえるか？

相続の欠格要件に該当する

<答え> フネ 2分の1、サザエ・ワカメ各 4分の1

サザエが波平を殺害し、カツオがその死体遺棄を手伝いました。波平の財産は誰がもらえるか？

相続欠格者については代襲相続が認められる

殺害に加担した者、殺害者を告発しなかった者も欠格となる

<答え> フネ 2分の1、ワカメ・タラちゃん各 4分の1

波平の生前、カツオが波平に対して虐待していました。波平の財産は誰がもらえる？

生前に裁判所に申し出を行い、相続人から排除することが出来る。(遺言でも可)

<答え> フネ 2分の1、サザエ・カツオ各 4分の1

(6) 養子について

波平が死にました。生前波平はマスオと養子縁組していました。波平の財産は誰がもらえるか？

養子については、子供と同様に相続分を有することになる

<答え> フネ 2分の1、サザエ・マスオ・カツオ・ワカメ各 8分の1

波平とマスオとサザエが乗った飛行機が墜落して全員即死しました。

マスオはサザエと結婚する際に波平と養子縁組していました。波平の財産は誰がもらえるか？

養子の直系卑属も代襲相続権を有する

タラちゃんは、サザエが取得すべき財産を代襲し、マスオ分も代襲する

<答え> フネ 2分の1、カツオ・ワカメ各 8分の1、タラちゃん 4分の1

カツオは花沢さんと結婚し、花沢家の婿養子となりました。その後波平が死んだ場合、波平の財産は誰がもらえるか？

普通養子縁組の場合、実親との相続関係は途切れない

< 答え > フネ 2 分の 1、サザエ・カツオ・ワカメ各 6 分の 1

ワカメは出生後まもなく、口減らしのためイササカ先生に養子に出されました。その後波平が死んだ場合、波平の財産は誰がもらえるか？

養子制度には、普通養子縁組と特別養子縁組制度がある

特別養子縁組の場合、実親との相続関係は途切れる

< 答え > 特別養子縁組の場合、フネ 2 分の 1、サザエ・カツオ各 4 分の 1
普通養子縁組の場合、フネ 2 分の 1、サザエ・カツオ・ワカメ各 6 分の 1

(8) 離婚した場合の相続関係

マスオさんとサザエさんが離婚しました。タラちゃんはマスオさんが引き取り家を出て行きました。その後サザエは三河屋さんと結婚し子供を 1 人もうけていました。サザエが死んだ場合、サザエの財産は誰がもらえるか？

離婚したとしても子供との親子関係が切れるわけではない

< 答え > 三河屋 2 分の 1 その子供・タラちゃん各 4 分の 1

(9) 愛人と隠し子

マスオが死亡後、なんとマスオには愛人と隠し子 1 人がいることが判明しました。マスオの財産は誰がもらえるか？

愛人とは婚姻関係が無いので、愛人は財産をもらえない

隠し子は認知されていなければ、マスオとの法的な親子関係がない

婚外子（非嫡出子）の相続分は実子の半分である

< 答え >

イ．隠し子を認知していない場合

サザエ 2 分の 1、タラちゃん 2 分の 1

ロ．隠し子を認知していた場合

サザエ 2 分の 1、タラちゃん 3 分の 1、隠し子 6 分の 1

サザエが死亡後、なんとサザエには結婚前に愛人との間にできた子供がいたことが判明しました。その子供は愛人が普通養子縁組により養子として育てています。サザエの財産は誰がもらえるか？

女性の場合、子供を認知するという制度は存在しない（当然に親子関係があるので）

< 答え > マスオ 2 分の 1、タラちゃん 3 分の 1、隠し子 6 分の 1

第 2 部 サザエさんちの相続こぼれ話

(1) 相続の放棄

サザエさんが死にました。ところがサザエさんには多額の借金があることが判明しました。
この場合、どうしたら良いのでしょうか？

借金も相続することになるので、このままでは相続人であるマスオとタラちゃんが借金を支払わなければならない。

熟慮期間中に（相続開始後 3 ヶ月）家庭裁判所に相続放棄の手続きを行う。

又は限定承認（財産の範囲で債務を負担する）の手続きを行う。

マスオさんとタラちゃんが相続放棄をして、家族一同これで借金がチャラになったと安心しましたが、本当に大丈夫なのでしょうか？

第一順位の相続人が居ない場合、相続権は第二順位（親）・第三順位（兄弟）の相続人が得ることになる

よって、波平・フネも相続を放棄しなければ大変なことになります。

もし波平・フネも相続放棄をした場合、次はノリスケの番です。

(2) 保証債務の相続

波平の死後、波平が内緒でイササカ先生の借金の保証人になっていたことが判明しました。

保証債務も相続することになる

相続人が債務保証を継続する意思が無いならば、保証人から外してもらう方が良い。

(3) 遺留分減殺請求

波平の死後、愛人に全財産を渡すという遺言が発見されました。どうすれば良いのでしょうか？

第一順位・第二順位の相続人と配偶者は、遺留分減殺請求することにより財産をもらうことが可能（第三順位の相続人は遺留分減殺請求できない）

遺留分は法定相続分の 2 分の 1 である

（フネ 4 分の 1、サザエ・カツオ・ワカメ 1 2 分の 1）

第3部 サザエさんちの相続税

(1) 課税対象

相続財産 - 債務 + 生命保険金・退職手当金等 + 相続開始前3年以内の贈与財産

(2) 基礎控除

5000万円 + 1000万円 × 法定相続人数

例) 波平が死亡した場合

法定相続人: フネ・サザエ・カツオ・ワカメ 4名

基礎控除: 5000万円 + 1000万円 × 4名 = 9000万円

(3) 保険金・退職金の非課税枠

500万円 × 法定相続人数

(4) 配偶者の相続税額軽減

遺産の2分の1 又は 1.6億円までは相続税が課税されない

遺産総額が1.6億円以下であれば相続税を0にできる

(5) 波平は法定相続人を増やすため、いろんな人を養子にしていた場合 ~ 法定相続人数の計算

実子ありの場合: 1人を限度

実子なしの場合: 2人を限度

第4部 サザエさんちの贈与税

(1) 基礎知識 ~ 年間110万円以上の贈与を受けると贈与税を納める義務がある

(2) サザエさんがマスオさんからもらった200万円の婚約指輪

(3) 波平がサザエとマスオに家を新築してあげた場合(波平が65歳以上である場合)

住宅資金贈与特例

贈与者: 1月1日現在65歳以上

受贈者: 1月1日現在20歳以上の法定相続人(直系卑属)

非課税枠: 3500万円

- ・サザエ名義とした場合 特例適用
- ・波平名義とした場合 自己名義のため課税関係なし
- ・マスオとサザエの共有名義とした場合 マスオは特例適用できない

- (4) 波平が自宅をフネに家を新築してあげた場合 ~ 贈与税の配偶者控除
- ・ 婚姻期間 20 年以上
 - ・ 一生に一度のみ (相手が変われば別)
 - ・ 非課税枠 2000 万円
- (5) サザエが波平から 100 万円、フネから 100 万円をそれぞれもらった場合
基礎控除は贈与者ごとに適用できるわけではない
- (6) 波平は財産を減らすため、子供たちに毎年 110 万円ずつ贈与していた場合
連年贈与 ?
- (7) 波平が加入していた保険の受取人がフネだった
- ・ 死亡保険金 相続税の課税対象 (500 万円 × 法定相続人数の非課税枠あり)
 - ・ 満期保険金 贈与税の課税対象
- (8) 波平が購入した宝くじ (3 億当選 !) をサザエに贈与した場合
- (9) サザエがサラ金から多額の借入をしていたため、波平が 300 万円肩代わりした場合
- (10) イササカ先生がサラ金から多額の借入をしていたため、波平が 300 万円肩代わりした場合
- (11) イササカ先生がサラ金から多額の借入をしており、自己破産申請したので、波平が個人的に貸していた 500 万円を免除した場合
- (12) サザエが離婚時に取得した慰謝料は贈与税の課税対象となるか